

(秋提案)募集期間:平成27年10月6日(火)～10月30日(金)

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
山形県	果樹の管理・収穫作業における労働者派遣法に基づく派遣期間の制限に係る規制緩和	-	<p>さくらんぼ等果樹の収穫時期においては、短期間に収穫・選果・箱詰めなど非常に多くの労働力を必要とする。これまで、親戚や知人などを中心に雇用し労働力を確保してきたが、高齢化等から外部に頼らざるを得ない状況となっている。しかし、景気浮揚や高齢化の影響などからハローワークやシルバー人材センターで募集しても必要な人数が集まらず、労働力の確保が困難になってきており、特に、大規模なさくらんぼ農家等では収穫しきれない園地が発生している。</p> <p>加えて、シルバー人材センターからの労働者確保は、農家と労働者の間に雇用関係がなく、農家から労働者へ指揮命令が出来ないため、作業が非効率となり未収穫園地の発生要因にもなっている。</p> <p>このような中、TPPが大筋合意されるなど、農業の競争力を高めていく必要性が一層高まっており、一人当たりの経営面積を拡大していくことが求められるが、高齢化がさらに進むことが見込まれ、農家から労働者への指揮命令が可能な労働者派遣事業による日雇労働者(30日以内の期間)の派遣により必要な労働力の確保を図る。</p>	<p>現状の労働者派遣法は日雇労働者の派遣を禁止しているが、果樹の収穫等作業は短期間に集中することが多いため、この要件の緩和により、派遣事業者を活用した雇用の確保が可能となる。その結果、労働力不足の解消に繋がり、未収穫果実の減少などによる農家の所得向上に貢献することができる。</p>	<p>派遣元事業主は、政令等で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者(日々または30日以内の派遣)について労働者派遣を行ってはならない。</p>	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十五条の三</p>	<p>作業が短期間に集中する果樹管理作業において、必要な労働力確保を可能とするため、派遣業者を通じた雇用を短期間(20日程度)でも可能とするよう雇用期間に関する要件の緩和</p>